

U Aゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

第7号『ユニオンニュース』

組合ができて1年経ちました！

組合が誕生して早1年経った7月現在、400名以上の従業員が組合に加入しています。

過半数組織になって久しいですが、組合の存在意義を高める為に多くの力が必要なことに変わりはありません。

これからも従業員一人一人の声（意見や思い）を大切にし、より多くの声を経営陣に届ける責任を果たして参りますので、今後とも組合活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後の活動予定

次回の労使協議会において以下の項目を提案し、話し合いたいと考えています。

1. 有給休暇の取得について
2. 職員休憩室の設置について
3. 職員用トイレについて
4. キャリアパス制度の制定
5. 互助会費の運用について

上記の1. 2. 3. については、事業者が果たすべき責任や努力義務が発生します。

ここで、少し法律について触れてみます。

1. 労働基準法 第39条

使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

2. 労働安全衛生規則第 618条

事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

3. 労働安全衛生規則第 628条（一部抜粋）

事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

一 男性用と女性用に区別すること。

二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とする

こと。

三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。

四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

紙面の都合上、ほんの一部の紹介となりますが、様々な法律によって労働環境が守られていることがわかります。お時間のあるときに、携帯電話で「労働組合法」「労働基準法」「労働関係調整法」を検索してみてください。

組合員の皆様へアンケート実施のお願い

お忙しい中、皆さまにはお手数をおかけしますが、労働時間管理がきちんと成されているかどうかを把握する為、アンケート調査を実施します。これまで何度も適正な労働時間管理を訴えてまいりましたが、出退勤時に記入する用紙が用意されただけの、いわば形式的な対応であります。

組合員の皆さまの現状を把握する為にも、とても大切な調査となっておりますので、正確な回答をよろしくお願い致します。

※アンケート用紙には「建物に入った時間、出た時間」とありますが、「着替え始めた時間、着替え終えた時間」を記載してください

共済等のご案内

これまで組合では、UAゼンセン共済、全労済の商品、四国ろうきんの商品をご案内してきました。現在掛けている各種保険を見直すことで、収入は変わらなくても支出を大幅に減らすことが可能です。結果的には、組合費を合わせても支出をこれまでより抑えることが可能になります。見直すことで浮いたお金を“iDeCo”等の個人型年金の積み立てに運用できます。こういったことは組合員が対象です。

まだパンフレットをご覧になっていない方は、所属施設の支部長にお問い合わせいただくか、080-6280-1291（組合電話）までご連絡ください。きっとお役に立ちます。次号以降の紙面でもご案内していきます。

----- キリトリ -----

労働組合新規加入申込書

2018年 月 日

氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート